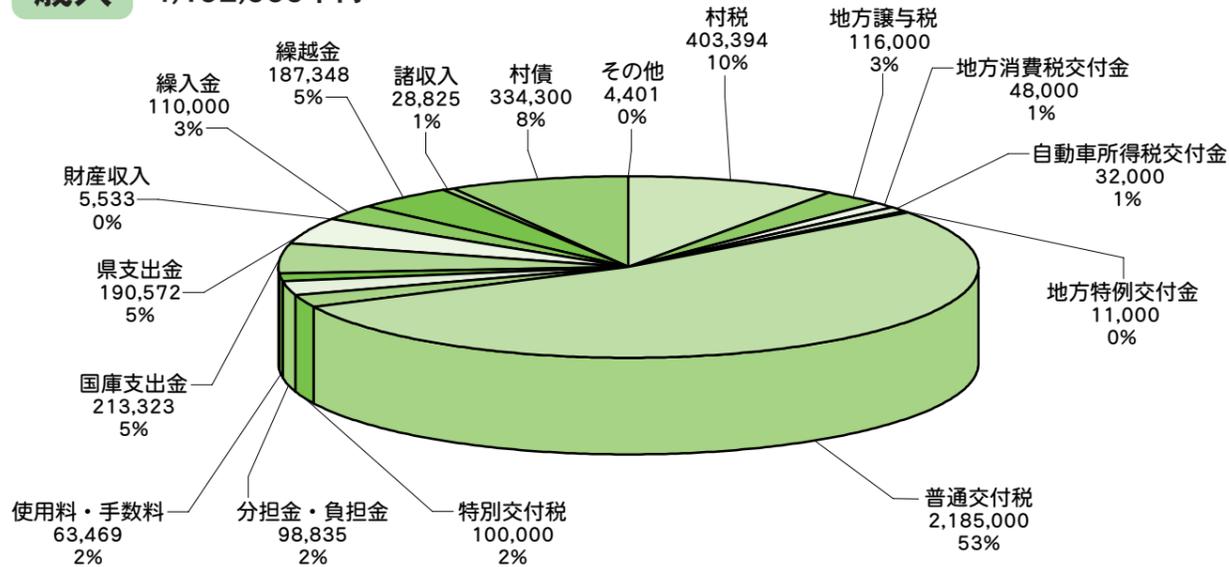
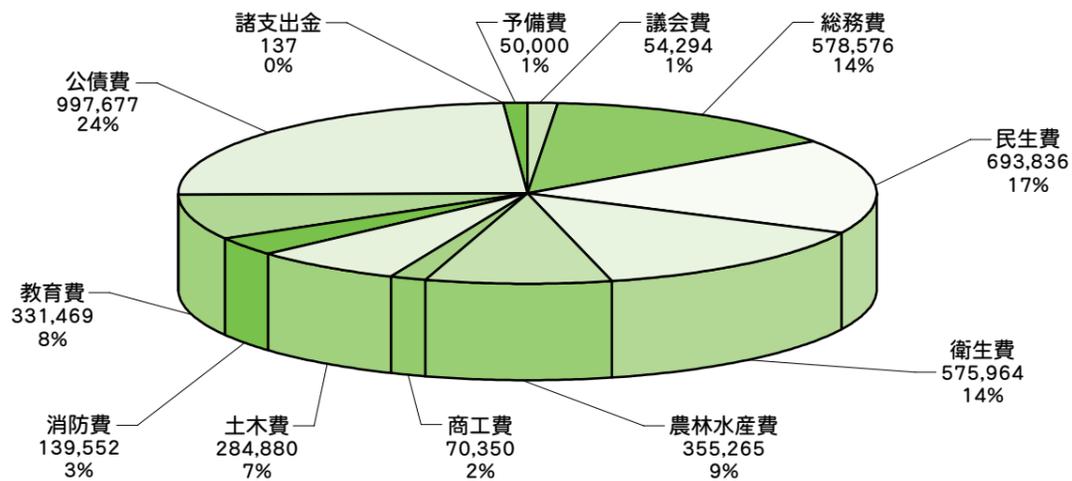


歳入 4,132,000千円



歳出 4,132,000千円



平成 18 年度筑北村一般会計主要施策

款	予算額	構成比	主要な施策
1 議会費	54,294	1.3	
2 総務費	578,576	14	電算システム運用委託36,835 (LQWAN保守1,006イントラネット保守委託12,909システム運用委託22,920) バス事業会計繰出16,400 坂北・坂井駐車場工事請負費33,570 議場放送録音機器整備4,893 イベント補助金6,000 (本城2,000 坂北2,000 坂井2,000) 本城庁舎非常電源整備12,331
3 民生費	693,836	16.8	国民健康保険会計繰出40,129 児童福祉施設費15,966 老人扶助費26,553 老人保健会計繰出76,267 介護保険会計繰出80,303 心身障害者他扶助費114,981 授産施設事業45,697 保育所費147,338
4 衛生費	575,964	13.9	各種検診等委託32,701 安曇野松塩坑広域環境施設組合負担金6,671 筑北衛生施設組合負担金32,386 診療所会計繰出17,501 簡易水道会計繰出123,672 集落排水事業特別会計繰出202,315 合併浄化槽会計繰出24,786
5 農林水産費	355,265	8.6	農業振興補助金及び交付金23,370 村単土地改良事業15,000 適正化事業請負費13,550 農林漁業資金償還助成43,605 農産加工施設維持管理6,173 地籍調査事業9,471 中山間地域農業直接支払事業13,467 森林整備地域活動支援交付金840 森林造成事業5,719 林道工事請負費68,310
6 商工費	70,350	1.7	とくら温泉施設会計繰出2,492 差切温泉施設会計繰出6,577 冠着温泉施設会計繰出42,312 商工指導事業補助金12,650
7 土木費	284,880	6.9	道路維持費32,554 補助事業工事請負費125,000 村単工事請負費40,650 宅地造成事業繰出金13,200
8 消防費	139,552	3.4	消防団活動40,214 防犯活動2,573 広域消防等負担金92,055
9 教育費	331,469	8.0	教職員住宅償還金5,194 スクールバス運営2,203 小学校備品リース料9,780 本城小体育館耐震診断3,150 聖南中学校費53,656 中学組合費22,205 民族資料館900 図書館費4,930 スポーツ施設管理費19,345
10 災害復旧費	0	0.0	
11 公債費	997,677	24.2	元金877,025 利子115,652 一時借入金利子5,000
12 諸支出金	137	0.003	
13 予備費	50,000	1.2	
計	4,132,000	100.0	

平成18年度筑北村一般会計予算

第4号

平成18年5月20日発行

編集 筑北村企画財政課
〒399-7601
長野県東筑摩郡筑北村坂北2187番地
電話 0263-66-2211
FAX 0263-66-3656
ホームページ
http://www.vill.chikuhoku.nagano.jp

筑北村の人口

(外国人含む) 4月30日現在

項目	人数
総人口	5,959 人
男	2,883 人
女	3,076 人
戸数	2,040 戸

平成十八年度一般会計予算は合併前の旧村の当初予算合計額と比べて四・二パーセント減の歳入、歳出それぞれ四一億三三〇〇万円となりまして、

主な内容については次のとおりです。

歳入面では、村税、地方譲与税、各種交付金が税制改革及び三位一体改革の結果微増となりました。一方地方交付税は、国勢調査による基礎人口の減少等の要因により減少が見込まれ財政基盤の弱い当村にとっては厳しい状況にあります。

歳出面については、合併により議員、各種委員数が減少したこと、収入役を空席としたことで人件費の抑制に努めました。しかし、

職員数の急激な削減は難しいため予算全体に占める人件費の比率は高いものとなっております。

物件費と補助費については、見直しをおこない大幅な減額となりました。建設事業費については、村道改良を中心とした事業をおこなうことから増額となっております。

公債費については、旧村の償還額が大きく予算全体の二四パーセントをしめています。繰上げ償還の実施や起債額の抑制に努めるなどの対処が必要になります。

次年度以降も、大きな歳入を見込むことができないことから歳出面の見直しをおこない財政の健全化を目指します。

平成 18 年度筑北村一般会計、特別会計予算総括表

単位：千円、%

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較	増減率	増減の主たる理由
一般会計	4,132,000	4,311,726	△179,726	△4.2	議員減少による人件費の減81,294 収入役及び退職職員2名分、各種委員人数の減少による人件費の減190,371 委託料・臨時職員賃金減等による物件費の減70,239 消防施設補修による維持補修費の増1,0874 一部事務組合に対する補助・負担金減による補助費の減191,964 林道開設、村道改良による普通建設事業費の増 267,189 災害復旧費の減63,886 公債費の減63,652 繰越金の増 90,767
バス事業特別会計	26,300	32,885	△6,585	△20.0	一般職員人件費の減
国民健康保険特別会計	550,800	544,235	6,565	1.2	平成17年度実績程度の見込で編成による増
国民健康保険診療所特別会計	58,900	59,243	△343	△0.6	診療収入の減
老人保健医療特別会計	963,848	865,328	98,520	11.4	老人医療費平成17年度実績の3%増見込による増
介護保険事業特別会計	566,500	553,343	13,157	2.4	介護給付費の増、地域支援事業の開始による増
宅地造成事業特別会計	22,700	32,710	△10,010	△30.6	
簡易水道特別会計	312,100	256,978	55,122	21.5	排水地建設等工事費の増
集落排水事業特別会計	239,300	242,216	△2,916	△1.2	日本城合併浄化槽事業分離による減
合併浄化槽事業特別会計	111,400	77,059	34,341	44.6	補助工事請負費増による
とくら温泉施設特別会計	127,800	137,189	△9,389	△6.8	収益見込みの減及び人件費、使用料の減による
差切峡温泉施設特別会計	77,500	88,278	△10,778	△12.2	収益見込みの減による
冠着温泉施設特別会計	158,500	155,730	2,770	1.8	重油、灯油等の燃料代の増
住宅新築資金等貸付事業特別会計	0	778	△778	△100.0	皆減
合計	7,347,648	7,357,698	△10,050	△0.14	

■ 人間ドック・脳ドック受診のお勧め ■

従来の塩分取りすぎによる食習慣に加え、食生活の欧米化による高カロリー摂取、車社会等による運動不足やストレスによる暴飲暴食等が引き起こす生活習慣病が多くなっています。

これを未然に防ぐためには、まず予防医学が重要となっています。予防医学には、一次予防として食生活、喫煙、飲酒等の生活習慣の改善によるものと、二次予防としての健康診断や人間ドック・脳ドック検査による早期発見・早期治療により重篤な結果を招く前に対処するものがあります。

よく耳にする脳卒中なども脳ドックにより未然に防ぐこともできます。脳の疾患はいつたん発病するとしばしば重度の後遺症を残し、長いリハビリテーションが必要となり、ご家族の負担も多大なものがあります。

予防に勝る治療はありません。初期は、無症状の場合もありますので、正しい知識と、定期的な検診が望



まれます。

筑北村国民健康保険では、人間ドック・脳ドック検診に対する補助金交付要綱を制定し、受診をお勧めしています。

対象者は三十五歳以上の筑北村国民健康保険の被保険者で、補助内容は、かかった経費の六割を補助し、四万円が限度額となり、同一人に年一回の補助となります。人間ドックのみ・脳検査を含んだ人間ドック・脳ドックのみの方法があります。

社会保険加入者・共済加入者の方は勤務する会社等にお問い合わせください。

「自分の体は自分で守る」健康で健やかな毎日が過ごせるように、ぜひ生活習慣病の予防をしてください。

尚、申込用紙・お問い合わせは本城総合支所住民課 坂北・坂井総合支所住民課までお願いします。

■ 国民年金保険料と保険料免除制度について ■

平成十八年四月から平成十九年三月までの国民年金保険料は月額一三、八六〇円、年額一六六、三二〇円です。

保険料の納付方法は、国（社会保険庁）から送られてくる納付書で各金融機関・郵便局・コンビニエンスストア（一部取扱を行っています）農協・社会保険事務所などで納めることができます。また、納め忘れない口座振替もご利用いただけます。

★免除と猶予期間

国民年金には、保険料を納めるのが難しいときに、保険料納付の全額が免除される「全額免除制度」、半額の保険料を納付する「半額免除制度」、納付が猶予される「若年者納付猶予制度」(二十歳代限定)、「学生納付特例制度」(学生限定)があり、手続きは毎年度必要となります。

このうち免除となった期間、年齢基礎年金を計算するとき、保険料を全額納

めた期間と比べて、全額免除期間は三分の一、半額免除の保険料を納めた期間は三分の二となります。

また、猶予となった期間は、年齢基礎年金を受けるための資格期間になります。年金額には反映されません。

★十年以内に追納を

そこで、免除や猶予された期間について、十年以内であればさかのぼって保険料を納めることができる「追納」制度を利用しましょう。追納した期間は、保険料を納めた期間と同じ扱いになりますので、将来受け取る年齢基礎年金が増えます。

なお、追納する場合、免除や猶予となった期間から三年以上経過すると、当時の保険料に加算金が付きましますのでご注意ください。

追納を希望される方は、最寄の社会保険事務所へお問い合わせください。



児童手当・子育て支援手当制度が変わりました

平成18年4月1日から児童手当が小学校修了前まで拡大されます

平成18年4月1日から、児童手当制度が拡大されました。

支給対象年齢が、現行の小学校第3学年修了前（9歳到達後、最初の年度末）までから、小学校修了前（12歳到達後最初の年度末）までに拡大されます。

新たに、児童手当等を受けようとする児童の保護者の皆様については、認定請求書の手続きが必要になりますので、以下の内容により住民課又は各支所村民課窓口で手続きをお願いします。

なお、改正に伴う新規請求等は、法施行日より平成18年9月30日まで受付たものに限り、特例的に4月1日（又は、支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

★平成18年度小学校4年生の児童がいる保護者の皆様 (平成8年4月2日生～平成9年4月1日生)

平成18年3月31日まで、該当児童にかかる児童手当などを受給していた保護者の方は、特段の手続きは必要ありません。（児童手当等は4月以降も引き続き支給されます。なお、6月に現況届の提出をお願いすることになります。）

上記に該当しない保護者の方で、受給資格がある場合は、認定請求又は支給額改定請求が必要になります。

★平成18年度小学校5・6年生の児童等の保護者の皆様 (平成6年4月2日生～平成8年4月1日生の方)

現在、児童手当等を受給していない保護者の方は認定請求が、現在すでに児童手当等を受給されている保護者の方は、支給額改定請求等が必要になります。

- なお、請求書のほか、認定に必要な添付書類は、
- ・健康保険被保険者証の写し（申請者が厚生年金加入の場合）
 - ・所得証明書（その年の1月1日に筑北村に住所がなかった場合）などとなっています。
- (注意) 所得額により、児童手当等が支給されない場合があります。

◎所得制限限度額が変わります。これは前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得で判定されます。

平成18年度所得制限限度額 (平成18年4月分手当より)		厚生年金などの加入者の場合、特例により以下の限度額が適用されます。	
扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)
0人	460	0人	532
1人	498	1人	570
2人	536	2人	608
3人	574	3人	646
4人	612	4人	684
5人	650	5人	722



詳しくは、住民課児童手当担当までお問い合わせください。

子育て支援手当を中学生に支給します

上記のように児童手当制度が改正され小学校修了時まで支給されるために、村単独の子育て支援手当は、支給要件を改正して対象者が中学生になりました。

筑北村子育て支援手当は合併時に新設された手当で、小学校第4学年から第6学年までの児童をもつ保護者に対して、経済的な支援する事業としてはじまりましたが、国の制度改正に伴い、平成18年度からは中学校第1学年から中学校第3学年までの生徒をもつ保護者に変更されました。

手当の額は、第1子及び第2子は月額5千円とし、第3子目以降は月額1万円です。また、手当の交付申請事務は、5月に入って中学校を通して行いますので宜しく申し上げます。支給は年間4回で、4月分から6月分の3ヶ月分を7月に支給する予定です。



平成11年度税制改正で実施してきた個人住民税の定率減税の率が2分の1に縮減され、これまでの税額の15%を控除（4万円を限度）されていたものが、税額の7.5%の控除（2万円を限度）に変更されます。
年金課税等の見直し
 65歳以上の方に適用されていた公的年金控除額の上乗せ措置が廃止されます。（ただし、最低補償額の50

平成16年度、17年度及び18年度税制改正等により、18年度から適用される変更点についてお知らせします。
○住民税（村県民税）
定率減税の縮減
 平成11年度税制改正で実

この公的年金控除と、老年者控除の変更により、控除額が68万円減少します。
65歳以上の方に適用されていた非課税限度額の廃止
 これまで65歳以上で前年の合計所得金額が125万円の方は、住民税が非課税でしたが、この125万円の非課税限度額が廃止され、これまで非課税であったが新たに課税になる収入階層の方が

発生します。なお、段階的に税額を18年度は3分の1、19年度は3分の2、平成20年度からは全額とする経過措置がとられています。
生計同一の妻に対する均等割の特例の廃止
 均等割額が課税されている夫と生計を一にする妻の均等割額は、前年度は2分の1の2千円でしたが、今年度からは全額の4千円になります。
○固定資産税
宅地等の負担調整措置の改正
 価格に対して、課税標準額（税金を計算する基礎となる額）が低い土地については、これまで前年度の課税標準額に負担調整率（1.025）を乗じることにより負担の均衡化を進めてきましたが、今年度から宅地等についてはこの仕組みが変ります。具体的には、その土地の価格の5%分を前年度の課税標準額に加える方式に変わります。

この四月から、役場・各所及び各公民館で住民の方々がコピー機を使用した場合にいたたく使用料金が次のとおりになりました。
役場・公民館コピー機 使用料変更について

平成16年度、17年度及び18年度税制改正等により、18年度から適用される変更点についてお知らせします。
○住民税（村県民税）
定率減税の縮減
 平成11年度税制改正で実

この公的年金控除と、老年者控除の変更により、控除額が68万円減少します。
65歳以上の方に適用されていた非課税限度額の廃止
 これまで65歳以上で前年の合計所得金額が125万円の方は、住民税が非課税でしたが、この125万円の非課税限度額が廃止され、これまで非課税であったが新たに課税になる収入階層の方が

発生します。なお、段階的に税額を18年度は3分の1、19年度は3分の2、平成20年度からは全額とする経過措置がとられています。
生計同一の妻に対する均等割の特例の廃止
 均等割額が課税されている夫と生計を一にする妻の均等割額は、前年度は2分の1の2千円でしたが、今年度からは全額の4千円になります。
○固定資産税
宅地等の負担調整措置の改正
 価格に対して、課税標準額（税金を計算する基礎となる額）が低い土地については、これまで前年度の課税標準額に負担調整率（1.025）を乗じることにより負担の均衡化を進めてきましたが、今年度から宅地等についてはこの仕組みが変ります。具体的には、その土地の価格の5%分を前年度の課税標準額に加える方式に変わります。

この制度は、ごみ減量化を図るため、各家庭から排出される生ごみを自家処理するために「電気式生ごみ処理機」を設置する方に対し設置費の一部を補助する制度です。
 詳しい内容は次のとおりです。
☆補助条件☆
 筑北村在住者であること。
 筑北村内に設置すること。
 補助交付は一世帯当たり一基とする。
 買換えの場合は、耐用年数六年を経過した場合のみ交付する。
☆補助金額☆
 購入価格の二分の一以内で、最高限度額五万円。
 生ごみ処理機を購置し、補助を希望される方は、領収書と印鑑を持参の上、役場住民課窓口又は各支所村民課窓口で申請してください。

なお、住民の方が、行政関係、公民館関係で使用される時に各支所村民課・各公民館で公用扱いと認められたものについては無料となります。
農耕トラクターには軽自動車税が課税されます。
 農作業の季節になり、トラクターでの田おこし作業も始まると思いますが、農耕トラクターは小型特殊自動車として、軽自動車税の課税の対象になります。
 所有者の中には「農地のみで公道は走行しない。」などの理由から標識（ナンバープレート）の交付を受けないで車両を使用しているケースもあるようですが、軽自動車税はその所有に対して課せられる税です。まだ標識をつけていないトラクターをお持ちの方は、至急総務課税務担当か、各総合支所村民課で申告して標識の交付を受けてください。
 なお、農耕トラクターの税率は年額1,600円で、未申告の場合は3万円以下の過料が課せられます。

税のページ

平成18年度から適用される住民税・固定資産税の変更点についてお知らせします。



前年度の課税標準額が低い土地については、今年度の課税標準額は次のとおりとなります。
●住宅用地 ※200㎡を超える部分については、1/3
 「今年度の価格に1/6*を掛けた額」(=本来の課税標準額A)と比べて
 ア 前年度の課税標準額がAの80%以上100%未満の場合
 →前年度の課税標準額と同額
 イ 前年度の課税標準額がAの80%未満の場合
 →前年度の課税標準額+Aの5%
●商業地等 ※200㎡を超える部分については、1/3
 「今年度の価格」(=B)と比べて
 ア 前年度の課税標準額がBの60%以上70%以下の場合
 →前年度の課税標準額と同額
 イ 前年度の課税標準額がBの60%未満の場合
 →前年度の課税標準額+Bの5%
課税標準額にさらに調整がかかる場合があります。

合併による同一人の統合
 村合併前は、一人の納税者が本城村、坂北村、坂井村に固定資産を所有していた場合、それぞれの村で課税していましたが、合併により筑北村一括で課税することとなります。これが同一人の統合です。これにより、価格が免税点未満で課税されなかったものが免税点以上になり税額が発生したり、これまでは自分の住む旧村の固定資産税だけで計算されていた国民健康保険税の資産税割が上昇し、国保税が増額します。



証明書交付請求前にもう一度確認を)

☆印鑑登録証明書
 印鑑の登録及び登録された印鑑証明の交付申請は本人（代理人を含む。）に限って、住民票のある居住地市区町村に対して行なうことができます。
印鑑の登録資格
 ・その市区町村の住民基本台帳に記載されている者
 ・その市区町村の外国人登録原票に登録されている者
 尚、右記の方であっても十五歳未満の方や成年被後見人である方は登録を行うことができません。
印鑑の登録手続き
 本人が窓口で申請した場合
合
 登録する印鑑と本人確認のできる書類（運転免許証など顔写真付の物）をお持ちください。

☆印鑑登録証明書は即日交付されます。
 代理人が窓口で申請した場合
 登録する印鑑と代理人の本人確認のできる書類（運転免許証など）
 ＊代理申請の場合は、申請を受けた後登録をされるご本人へ「印鑑登録照会書」を郵送します。
尚、印鑑登録証明書の即日交付はできません。
 「印鑑登録照会書」の回答を代理人が持参し登録する場合は、登録申請者本人の証明できる書類（保険証年金証書・各種免許証等）と登録する印鑑を持参し、手続きをしてください。その後印鑑登録証明書を発行します。
証明書の交付
 本人が窓口で申請する場合
合
 印鑑登録をした際に発行された「印鑑登録証」を持参して、証明書交付申請書に記載し「印鑑登録証」を

添付して、窓口へお出しください。
注・「印鑑登録証」の添付がない場合は証明書の発行はできません。
 代理人が窓口で申請した場合
 登録本人から登録本人の「印鑑登録証」を預かり持参して、証明書交付申請書に記載し、「印鑑登録証」を添付してください。
注・「印鑑登録証」の添付がない場合は証明書の発行はできません。
印鑑登録証明書の有効期間
 市区町村で発行された印鑑登録証明書の有効期間は市区町村で定めるものではありません。提出先へ確認してください。
印鑑登録証を紛失した場合
 印鑑登録証を紛失した場合は速やかに届出をお願いします。
 詳しくは、住民課までお問い合わせください。
 （電話六六・二二二）

生ごみ処理機 設置補助制度について

役場・公民館コピー機 使用料変更について

種類	使用料	用紙持込の場合
白黒コピー機	10円/枚	8円/枚
カラーコピー機	70円/枚	68円/枚
印刷機	10円/枚	8円/枚
ファックス	10円/枚	—



- ・ 薬剤地上散布事業 (坂井地区)
- ・ 薬剤空中散布事業
- ・ 松枯損木処理 (坂北地区)
- ・ 被害木伐倒処理

以上について皆様のご理解、ご協力をお願いします。

また、野生鳥獣による農林業被害が発生しましたら、なるべくお早めに役場までお知らせください。皆様のご理解、ご協力をお願いします。



廃止になった四十八トンネル

大町麻績インター千曲線の坂上トンネル開通に伴い、この四月から旧道の四十八トンネル(旧トンネル)筑北村側入り口から、千曲市側の新道との合流地点までの間を千曲市との協議により、不法投棄防止と、維持管理経費削減のため通行止としました。

今後は、人・車ともに通行ができなくなりましたのでご注意ください。

なお、四十八トンネルの筑北村側入り口前までは今後も通行できますので、冠

ご不明な点などございましたら、お気軽に以下までお問い合わせください。

◇問い合わせ先◇
筑北村 坂井総合支所内
建設課
電話 67-2002



高速道路本城バス停緊急用開口部使用状況

緊急開口部の使用状況について、麻績消防署より報告がありました。

救急車の使用件数は平成十七年十二月五日の緊急進入路使用開始から三月三十日現在で五七件の利用があり、緊急進入路設置により医療機関収容までの時間は、一八〜二十分の短縮となりました。距離は、最大十九、八km短縮を図ることができたとのことです。

建設課からのお知らせ

松くい虫防除にかかるとお知らせ

現在全国的にアカマツ林が次々と松くい虫被害を受けている中、筑北村でも坂北地区において被害が確認されています。被害の防除・被害木駆除のため各地区において防除事業を実施していきます。

野生鳥獣被害に関するお知らせ

野生鳥獣による農林産物被害が年々増加しています。被害防除のために筑北村においては年間を通じ猟友会員による駆除を実施します。

猟友会員は駆除実施にあたり銃器・罟、檻を使用しますので事故防止には十分注意しますが田畑・山林へお出かけの際はご注意ください。

四十八トンネル閉鎖のお知らせ

大町麻績インター千曲線の坂上トンネル開通に伴い、この四月から旧道の四十八トンネル(旧トンネル)筑北村側入り口から、千曲市側の新道との合流地点までの間を千曲市との協議により、不法投棄防止と、維持管理経費削減のため通行止としました。

今後は、人・車ともに通行ができなくなりましたのでご注意ください。

なお、四十八トンネルの筑北村側入り口前までは今後も通行できますので、冠

伐採届について

着山方面へ向かう村道冠着線は従来どおり利用することができま

山林において立木を伐採する際は森林法の定めにより伐採の三十日前までに伐採届の提出が義務付けられています。

また、伐採届の提出がない立木の伐採は違法とされ処罰の対象になりますのでくれぐれもご注意ください。届けについては役場各総合支所に備え付けております。

「ご存じですか？」 農薬のポジティブリスト制度

農薬等のポジティブリスト制度が、安全な食品の流通を目的に導入されることになりました。これは、食品中に残留する農薬や動物医薬品、飼料添加物について、すべての食品に残留基準を設け、基準を超えるも食品の販売等を禁止する制度です。この制度は5月29日より施行されます。

農薬は農薬取締法により登録されていますが、食品の残留基準が設けられている農薬は少ないのが現状です。そこで、現在残留基準のない食品については、海外での基準値等を用するほか、これらの基準が無

ppmとは

「ppm」は濃度を示す単位で、100万分のいくつに当たるかを示しています。今回一律基準とされた0.01ppmは、1kgあたり0.01mgという非常に少ない量となります。動力噴霧器で散布される霧1粒は0.001mg程度とされていますので、農薬原液を散布した場合1kgの農産物に10粒付いただけで基準値を超えるおそれがあります。

- 1、防除器具(動噴、タンク、ホース等)の洗浄は十分に行う。
 - 2、違う作物や隣の作物にかからないように散布する。(ドリフト防止)
 - 3、散布時期に注意する。
- ・ 朝夕の風の弱いときの散布、風向きに注意する。
 - ・ 散布の圧力は適正に。ドリフト軽減ノズルの使用。
 - ・ 防除ネット等の使用。
- 特に農薬の飛散(ドリフト)

出荷用農作物栽培に対する補助制度のお知らせ

平成18年度筑北村の農作物栽培に関する補助制度について、一部をお知らせします。申請する方・補助内容・申請時期・方法は次の表の通りですので、農作物栽培にご活用下さい。

名称	補助内容	申請時期・方法	備考
(ロ)大豆・そば作付け出荷交付金	出荷用大豆・そば作付け10aあたり2,000円、そば出荷量1kgあたり60円、大豆出荷量1kgあたり30円の交付	7月1日～8月20日に、各村民課に申込書を提出してください。(申込書は村民課窓口にて提出してください)	出荷後、先から出荷量の証明を受けて提出してください。
(ハ)園芸作物土壌改良促進(土壌消毒)補助金	出荷用野菜・花きの土壌消毒剤購入額の10%を助成	団体又は個人で6月末日までに産業課に申請書、計画書を提出してください。	農薬の購入、使用後に実績書と領収書等の写しを提出してください。
(ニ)環境保全型農業促進補助金(フェロモン剤)	害虫防除フェロモン剤(団地使用)購入額の10%を助成		
(ホ)農業用廃プラスチック適正処理補助金	適正処理費用の約30%を助成	処理主体となるJAが事務処理を行います。	

補助制度についてのお問い合わせ先
役場産業課 (67-2002) 担当: 山越・佐原

農業機械の使用料について

坂北・本城地区でご利用いただいている農業機械について、合併に伴い使用料が改訂されたのでお知らせします。申し込み方法・時期については、収穫時期前にあらためてお知らせいたします。

機械名	料金	管理支所	備考
麦・そば・大豆コンバイン	6,000円 / 10a	坂北	オペレータによる作業
ピーンスレッシャー	1,000円 / 10a	坂北2台 本城1台	貸出のみ燃料は使用者が負担する。
そば石抜き機	100円 / 10kg	坂北	

坂井地区サンライズ生産組合でも収穫作業を受託しております。



有償運送サービス用の車両

筑北村保健福祉課までお問い合わせください。

詳しい内容については、筑北村保健福祉課までお問い合わせください。

第三者委員に四名の方を委嘱

この度第三者委員に、
坂北地区 田口 弘さん
高梨諄子さん
本城地区 一之瀬一吉さん
坂井地区 山田正義さん
の四名の方が委嘱されました。

第三者委員とは、筑北村が社会福祉施設において提供する福祉サービスへの苦情を適切に解決するために、社会性及び客観性を確保し、また利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するための委員です。

福祉サービスへの苦情の受付は、各総合支所村民課においておこないます。又、第三者委員が直接受け付けることができます。

保育園・就労センター・児童施設・児童館等における福祉サービスについて苦情のある方はご相談ください。個人の秘密は厳守いたします。

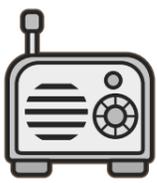
福祉有償運送サービス事業のお知らせ

四月から、単独での移動や公共交通機関の利用が困難な方を対象とした車両による移送サービス「福祉有償運送サービス事業」が始まりました。

ご利用一ヶ月前までに申請し、三日前までに筑北村社会福祉協議会（地区社協でもOK）又はNPO法人本城（宅老所茶の間）へご予約ください。

利用料は、筑北村・麻績村内は片道五百円です。その他地域へは、距離に応じた料金となります。

防災行政無線の維持管理経費負担のお願い



この平成一八年度から防災行政無線の維持管理経費の一部として、個別受信機設置一台につき年間五百円を、村民の皆さんにご負担いただくこととなります。

旧本城村、旧坂井村では合併前からご負担いただいていたが、平成十八年度から全村域で管理費の負担をいただくこととなります。納期については、十二月を予定しています。

また、災害・緊急時の通報及び伝達等に支障がないよう、個別受信機本体の電池交換を定期的に行わせていただきますので、お願いいたします。

福祉センター（坂北を）利用される皆さんへ



四月一日から管理人を置かなくなるため、福祉センターを使用した方が使用後に必ず部屋の掃除及び片付けと、火の元戸締りの確認を行なうようお願いいたします。

掃除用具は一階料理室前廊下、二階は大会議室横の倉庫にあります。

使った物は元の場所へ必ず戻し、電気、火の元の確認をして退室してください。退室される際には、使用簿に必ず記入をしてください。

また、休日及び夜間に利用される方は何かありましたら役場（日直・宿直）へお申し付けください。ご協力をよろしくお願致します。

冠着荘家族風呂サービスはじめました

冠着荘では、お客様の「人目を気にせずゆつくりと温泉を楽しみたい」というご要望を受け、お風呂を貸切で利用できるサービスをはじめました。

貸切で使用できるのは、一階にある宿泊者専用のお風呂です。広々とした湯船でゆったり贅沢に、どなたでも温泉を楽しめます。ぜひ一度ご利用してみたいかがでしょうか。

◇利用時間◇
午前十一時～午後二時

◇利用料◇
一時間一〇〇〇円

◇予約・問い合わせ先◇
冠着荘六七―二二一六

◇注意事項◇
利用を希望される方は必ず電話で予約をしてください（当日予約も可）。

筑北村商工会発足のお知らせ

この4月1日より、本村村商工会・坂北村商工会・坂井村商工会は合併し「筑北村商工会」が発足いたしました。

新商工会の事業は、従来より行っている会員・小規模事業者の求める支援ニーズを的確に把握し、企業間のコーディネートとして、高度で専門的な相談・指導業務と、筑北村の自然豊かな資源を活かし、創意性のある地場産業振興をはかり魅力・活力・賑わいのある地域づくりをサポートする事業を中心に展開してまいります。

また、「ふるさと宅配事業」として商工会で行っている事業（筑北村の特産品・農産物を詰合せにしたもの）もお中元・お歳暮等の贈答用に大変好評で、地域のPRに大いに役立っております。

今回の合併により、商工会の事務所が一本化され旧

社会福祉協議会合併のお知らせ



平成十八年四月一日に、本城・坂北・坂井村社会福祉協議会が合併し、「筑北村社会福祉協議会」が発足しました。

本所を旧本城社協におきこれまでの各社協をそれぞれ支所とし、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる福祉の村づくりを推進していきます。

従来の事業活動は変わらず各支所で行いますので、よろしくお願いたします。

本所・本城支所 六六・二五〇六
坂北支所 六六・四三七七
坂井支所 六七・二九一八

松本広域連合消防職員募集のお知らせ



来年四月に採用予定の松本広域連合消防職員（上級）の採用資格試験を次のとおり実施します。

◇申込期間
平成十八年六月一日～六月七日

◇募集内容
消防職員（上級）若干名

◇受験資格
昭和五十三年四月二日から昭和六十年四月一日までに生まれた人で、大学卒業程度の学力を有する人

◇試験案内・申込用紙

広域連合事務局、消防局及び各消防署並びに松本広域連合関係九市町村の市役所・役場にあります。

◇問い合わせ先
松本広域連合事務局総務課
電話 〇二六三・三四三二五〇

6月は「土砂災害防止月間」です。

土砂災害は、降り続いた雨の量が多くなると発生しやすいと言われています。

大雨注意報や大雨警報など、防災無線などの防災情報や気象情報に注意するとともに、「急に川の水が真っ黒に濁った」「山鳴りがする」「裏山からパラパラと小石が落ちてくる」など、異常な状況を発見したり危ないと感じたときは、ためらわずに避難しましょう。

土砂災害情報や土砂災害に関する質問や相談は犀川コモンズ・砂防センター「土砂災害一〇番」窓口にお寄せ下さい。平日の八時三十分～十七時十五分及び大雨注意報・警報発令中利用出来ます。

連絡先
犀川コモンズ砂防センター
電話 六一・三二五七
筑北村役場建設課
電話 六七・二〇〇二



【事務局の連絡先】
住所 筑北村坂北二一九一
TEL 六六・二四四四
FAX 六六・三一一六
E-mail chikusho@mhl.janis.or.jp

筑北村議会だより

第3号

平成18年5月20日発行

編集 筑北村議会だより編集委員
〒399-7601
長野県東筑摩郡筑北村坂北2187番地
電話 0263-66-2211
FAX 0263-66-3656
ホームページ
http://www.vill.chikuhoku.nagano.jp

本会議の映像はインターネットの
筑北村ホームページから
閲覧いただけます。

三月定例議会

3月定例議会は、3月9日から27日までの19日間の会期で開かれ、専決処分承認1件（一般会計補正予算）、松本広域連合ほか一部事務組合の規約変更等議決4件、旧3村各会計及び旧一部事務組合会計の決算認定30件、条例の一部改正及び条例設置等7件、平成18年度各会計予算13件、平成17年度各会計補正予算14件が提案され、全議案原案どおり可決されました。

旧村決算については半年の期間ということもあり、財政指標等の比較はできないが適正に処理されているという審査意見が提出されました。なお事業の早期着手及び村税等滞納分の早期

徴収について指摘がありました。

一部事務組合等の規約変更協議

◆松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について
安曇野市・筑北村の発足に伴う組織市町村の変更、障害程度区分認定審査会の設置、組合議会議員定数の変更について規約を改正します。

◆安曇野松筑広域環境施設組合規約の変更について
合併による組織市町村数の減少に伴い、豊科葬祭センター管理経費の負担割合を変更します。

◆松塩安筑老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及び松塩安筑老人福祉施設組合規約の変更について
合併による組織市町村数の減少に伴い、豊科葬祭センター管理経費の負担割合を変更します。

設組合規約の変更について

養護老人ホーム温心寮に介護保険事業を導入するための規約変更です。

◆穂高広域施設組合への加入について
4月1日から組合（ゴミ処理）に加入することを議決しました。

条例改正

◆筑北村向原霊園設置に関する条例の一部を改正する条例
使用申請者が故人となつた場合の使用の継承について規定を追加したものです。

◆筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
平成17年度においては旧3村で異なっていた税率を、平成18年度から統一するものです。税率の低い地区の上げ率は20%以内に抑えま

した。

◆筑北村体育施設設置条例の一部を改正する条例
グリーンスポーツハウス

碧館を本条例から除外するため所要の改正をするものです。

◆グリーンスポーツハウス碧館の設置及び管理に関する条例
施設を「とくら」で一元的に管理するようにしたものです。

◆筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
国の人事院勧告に準じて給料表を改定するものです。平均4・8%引き下げ、民間賃金の低い地域に水準を合わせます。職務職責に応じた給与体系にするとともに、昇給・勤勉手当についても勤務実績を反映させま

す。

◆筑北村介護保険条例の一部を改正する条例
新しい3か年度（18～20年度）に適用する第1号被保険者の保険料率を決定（基準額で月額3,970円）しました。ただし、平成18・19年度では激変緩和措置があります。

◆坂北村農村情報無線施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
合併協議に基づき広報無線施設の統合を図るため、坂北地区の施設についても本城・坂井地区と同様、維持管理費を負担していただくようにしたものです。

予算

「村報筑北」をご覧ください。

一般質問

10名の議員が、村政の運営について質問しました。

一般質問要旨

窪田一昭 議員

1 国道403号の整備促進活動について
若林国昭 議員

1 上水道断水について
2 入山禁止について
3 集落の統合について
4 携帯電話の電波が届かない地域について
市川辰男 議員

1 行財政改革について
山崎好弘 議員
1 18年度予算について
2 保養センター事業と村営バス事業について
3 介護保険について
4 新矢越トンネル建設促進について
宮澤信雄 議員

1 里山整備と地域づくりについて
2 生涯学習について
3 合併浄化槽の保守点検と百円バス路線拡張の直

久保田義信 議員

1 新年度予算と今後の行財政運営の課題について
2 筑北地域の学校教育について
前山健治 議員

1 新矢越トンネルの早期実現とETCの設置について
2 健康な村づくりのための脳ドックの補助制度について
柳澤 忠 議員

1 納税相談廃止、源泉徴収票の再々発行の経緯とその後の対応について
2 職員の電話受け答え対応の教育について
3 坂北庁舎の駐車場拡張問題について
4 麻績村との合併について
山崎日出男 議員

1 理事者と議員の給与・報酬について
2 冠着荘家族風呂と身障者の共同利用と憩いの日の活用について
3 合併浄化槽の保守点検と百円バス路線拡張の直

3 合併浄化槽の保守点検と百円バス路線拡張の直

営化について

4 各施策予算化前の議員協議の徹底について
5 村内各保養施設等の利用・財政状況について
山田一憲 議員

1 村長の公約と予算について
2 公的施設の運営について
3 改正介護保険制度について

国道403号線の整備促進活動について

窪田一昭 議員

質問 国道403号線の整備は、村民みんなの念願である。新村の建設計画では新矢越トンネルの建設と合わせて道路整備は主要事業として盛り込まれている。本年はどういう活動をして、国や県に働きかけていくのか具体的な計画があるか。
村長 国道403号線の新矢越トンネルの早期実現の

関係は道路整備期成同盟会で要望活動は継続中である。平成16年度3月には、旧4ヶ村で中学生以上に新矢越トンネルの建設を要望する署名を行い住民の94%、8、623名をもって県知事に要望した。

平成18年1月23日には、県の土木部長に要望書を提出した。又苦通な道を通勤するより生活し易い場所を求めたくなる等と訴えた通勤利用者5名直筆の要望書も添えて提出をした。又合併記念式典の折にも、清沢県議より副知事がおられる前で必要性を訴えていただいた。その時県の回答は新トンネルの建設の実現について明言はしなかったものの、これまで検討してきた抜本的な整備策の機能は落とさず、コスト縮減する手法はないか探っていききたいという回答だった。

新滝上トンネルの建設については行政指導ばかりではなく、住民ともども早期建設実現に向けて県に働き



るひとつの方法かとも思える。

過疎地域の住民の声について

若林国昭 議員

質問 上下水道断水について真田地区は、いつも漏水、ポンプの故障等の断水常習地域になっている。原因と管理はどうなっているのか。
村長 大変ご迷惑をかけて申しわけなく思う。合併により上下水道課という形で本城支所に置いた。坂北、

坂井は村民課の上下水道係に応援してもらい水位の確認、管理等お願いしている。地区の住民に不便をかけるような管理をやりたい。
上下水道課長 新屋ポンプ室内の配管が凍結、今後の管理について各地区の出身職員と他地区の職員と組み合わせる中でローテーションを組み村内全域を早く覚えるよう対応していく。

入山禁止について

質問 近年特に目立ってきた、山菜、秋にはキノコ、農作物まで荒らされる被害がでていいる。修那羅山を中心とした各地区での苦情が多く、林道、各農道の入り口に立て看板など素朴な農村を守って行くため入山禁止を村としてはどのように考えているか。
村長 地域は自分たちで守ることが大事だ。立て看板設置については、村としても補助金を出すなり検討する。

集落の統合について

質問 特に上安坂区中安坂の一部で過疎化が進み厳しい状況だ。地区での活動もままならない状況の中で、行政として早急に統合を進めていかなければと思うが村長の考え方は。
村長 地区の統合の声は聞いている。現在の地区組織

については、三地域の考え方が大分違っている。今後地域の皆さんの考え方をよく聞いて地域づくりは早急に進めていく。坂北地区のような小集落ごとに役員がいて、その上に上部組織といった形もこれからはいいなど考えている。地区の皆さんと一緒に考えて必要があると考えている。18年度中には何とかめどをつけたい。

携帯電話の電波が届かない地域について

質問 坂井の一部、坂北、本城の一部と聞いている。地域住民だけでなく通りのかりの使用者や峠附近での事故等があっても不便で、ぜひ行政より強く関係機関に要望してもらいたい。
村長 電波の届きにくい地域は筑北の中では竹場、仁熊、別所、立川、大沢、上安坂地区と聞いている。粘り強く要望を行っていく。

行財政改革について

市川辰男 議員

通信事業者の全国の過疎地域への整備拡充計画の中でも、筑北の一部についても、整備順位が上位に位置づけられている。今後も粘り強く働きかけを行っていく。

質問 県が策定した県財政改革推進プログラム、この影響で、本来つくはずの国・県補助金が見つからないなど、県が補助事業として採択しないためか、国の補助がおりず、負担増が生じ、それぞれの市町村とも苦慮しているように聞き及んでいるが、当村はどのような状況であったか。合併してからのこの数ヶ月に限らず、旧3村は同じような状況下で進んできたように理解しているが、どうか。
村長 14年4月県より今後5年間で行うべき財政改革

の基本的な考え方を取りまとめた財政改革基本方針を策定したものが出され、平成15年2月に県の財政改革プログラムが発表されて、補助事業の見直しがあった。筑北村に対する影響も県単事業のメニューが縮小し、採択要件が厳しくなったものもあり、一概にどの位の影響があるかは別として、現在のところ今までの事業と補助事業がなくなっただけだ、ということではなく、交付金に切り替えた事業を進めてまいりたいと考えている。

質問 こうした事業の推進上、あるいは職務執行上、弊害がそれほどなかったと理解してよろしいか。
村長 そういうことです。こうした中18年度は計画年度、19年度から事業に着手してまいりたい。
質問 人件費の抑制と経費の節減等言われる中で、新年度を迎えるに当り、職員の退職、新採用、これについての考え方と現況について、経費の節減に職員一

て伺いたい。

さきの議会で、10年間で31人の職員が削減されると聞いているが、それは合併前の計画であって改革ではない、自然減であると理解しており、そうした中での考えを伺いたい。

村長 筑北村の建設計画、財政計画で推計してあるように、合併前に方向づけを決めている。退職者の補充を抑制し、事務職が2割の補充、技術職については8割の補充として計画されている。国の政策、県の政策の中で、また村の考え方を反映すべく18年度に行政改革推進委員会を開催し、行政改革大綱、5年間の集中改革プラン、定員管理計画を策定して、行政改革に取り組んでまいりたい。

質問 合併の大きな改革の1つは、この人件費の削減等々が、一番の大きな課題であり、改革を押し進めるには、痛みもともなうが、これを乗り越え、精力的に取り組んでいただきたく強

く要望する。

村長 やたら人を減らすのではなく、必要なところには職員を配置し、又可能な限り集約していきたい。

平成18年度子育て支援対策について

山崎好弘 議員

12月定例議会一般質問で私及び同僚議員が、助役は庁内から登用し、収入役は助役、課長いずれかの兼務を提案した。2月臨時議会では助役は庁内より、収入役は廃止して企画財政課長兼務となり、村長の組織人事案件を私は高く評価する。

3村合併により、他町村に比較し役場職員数が多い中で、更なる行財政改革を進め、質素で簡素な効率的な行政運営を要望する。山田助役におかれては、庁内をまとめ関森村長を補佐し、村民の声を良く把握してより良い筑北村の建設に向け

て頑張っていたいただきたい。

質問 人口構造の変化、2005年度より日本の人口は初の減少に転じた。村長の公約である子育て支援対策が18年度予算に計上されているが、現在の児童手当の支給年令が、小学校3年生までであり、今国会で6年生に引き上げられる見通しの中で、当村は18年度予算で中学生を対象にする支給額と、所得制限はあるのか。

村長 18年度の子育て支援での支払いに係る予算は、135名で、984万円である。第1子5千円、第2子5千円、第3子以後は1万円、資格審査、所得制限については、国に準じて実施する。

質問 所得制限については、村独自で緩和して子育てにやさしい村づくりに又、延長保育等、さらなる施策の展開を要望する。

保養センター事業

について



質問 私共、筑北村には、3保養センターがあり、村営の3保養センターは、私共にとっても憩の施設で、福祉雇用の重要な施設でもある一方、18年度予算では、村からの3施設への繰出し金が、5、138万円が計上されている中で、冠着荘温泉施設には、約4千2百万円で、繰出金の約82%を占めている。厳しい村財政の中で、今後の保養センター事業の改善策を伺いたい。

村長 保養センター事業については、健康と憩、福祉の施設、雇用の施設でもあり、特にサービス業は熾烈な競争が続いており、売上

里山整備と地域づくりに

宮澤信雄 議員

質問 里山整備を進め、地域から活力をつくり出す、一地域一名物づくりを目指す考えはどうか。

村長 今栽培されている農作物を推進していくのが今

の現状、今やっているものが、長い年月の中から筑北の自然環境、農場に適している産物を栽培していると考える。基本的なやり方は、いろんな皆さんとも相談しながら進めていくことが必要と考えている。一地域一人名物は、すぐ生まれるものでない、長い目で見ていた



だき今の物をもっと世に出すよう進め、新しい物と一緒に考えていきたい。

質問 里山整備は有害鳥獣対策へつながると思うが考え方は。

より末長い取り組みが必要。里山整備をすることにより地域から活力をつくり出すことになるし、有害鳥獣対策にもなると考えている。質問 毎年同じ悩みを繰り返していき現状では、猟友会の人の考えも聞きながら村づくり推進検討委員会での検討を要望する。

質問 都会に住む団塊世代は週末の生活、定住を農山村に求めている。荒廃地、里山整備をすることにより受け入れられると思う。考え方は。

村長 電気牧柵は即効果はあるが、地域住民の参画に

質問 農林業などの地場産業と連携した体験型、滞在型観光農業が考えられる。

地域住民の参画により末長い取り組みが必要。又、里山整備に取り組むことも必要。筑北の里の自然と融和した事業、活動を観光資源として今行なわれている活動、進めている事業を促進していくことが必要と考える。

質問 若者定住も含め、都会の人達の思いにこたえる

教鞭をとられ学識も知識も豊富のことと思うが、21世紀を担う児童、生徒の安全安心の筑北地域の学校教育をどのように考えるか。

教育長 筑北地域小・中学校の「知・徳・体」の3つの調和を図って地域に開かれた、地域に根づく特色ある学校運営をめざす又、地域の自然や文化に関心をもち我が郷土を愛する気持ちを核にして、豊かな人間性が養える教育が大切である。

質問 閉村記念誌「坂北村に感謝して」には、児童・生徒の夢が託されている一読されるよう要望する。

村長 国の支援を受け行政改革プランを策定し、村民参加を積極的に取り入れ村民と行政とがよいパートナーとなり、官民協働のもとに行政改革を進めたい。

質問 教育長は、県内広く

筑北地域の

学校教育について

質問 教育長は、県内広く

ため村づくり推進検討委員会でも検討する課題と思う。考え方は。

村長 自治体だけでは地域の皆さんの協力も必要、受け入れ体制を進めていくか協議し検討していく必要がある、前向きに進めていきたいと考えている。

生涯学習について

質問 生涯学習は、人材育成という形で宝が生まれる重要な課題だ。生涯学習基本構想について新村発足後内容を検討し作成するとあるがいつ頃になるか、進め方と現況の考えは。

教育長 旧3村の基本構想の中身には少しずつの違いがあるが基本的理念は変わらない、基本構想に基づき基本計画、実施計画へ重点を置いてつくっていきたい、実際の作業は、社会教育指導員を1名、村内の識見者、各種団体の中から策定委員をお願いし指導員を中心に策定作業に当たっていただき、

ンネルの早期実現を最重点とするとしているが、具体的に今後どのような運動、活動していくのか。

村長 行政主導だけでなく住民が一体となった建設に向けての県・国に働きかけを進めていく。又、麻績村、安曇野市も含めた住民大会の開催、要望活動をしていきたいと思っている。

質問 行政でも一生涯懸命だという気構はうかがえるが、矢越トンネルを実現する会の設置等いろいろな方策を考えたが知恵を絞りながら継続は力なり。住民の悲願である新トンネル実現に向けてさらなる努力をお願いしたい。

ETCの設置について

質問 松本方面へ行く今の高速道路の緊急車両の入り口へETCを設置できれば一番いいわけだが、消防署の緊急隊のお話では変則的で不可能ではないかとの事。

何らかの方法で一般の車両も入れる方策を研究してはと思うが行政としての対応をお聞かせ願いたい。

村長 全国のETCの利用率は通行台数の58%だと聞いている。ETCの設置は本線直結では実例がないこと、サービスエリア等で実施しており坂北にもパーキングエリアがあるので検討しなければと思うが、多額な自己負担が必要になる。こんなことも頭に入れながら進めたいと思っ

健康な村づくりのための脳ドックの補助制度について

質問 高血圧や心臓病の起因となる脳卒中等脳障害に関心がもたれている中、脳ドックについても補助制度を取り入れるべきと思うが、

村長 村の、人間ドック助成事業補助金の要綱の中に「人間ドック(脳ドック)」とこんな形で助成額等が記されている。補助金も支払っ

に感謝する。

普通建設事業、投資的経費は4億3千万円余で、經常収支比率も85%を超え財政の硬直化を懸念する。いかに義務的経費を削減し、簡素で効率的な行政運営が課題であるが新年度予算の柱は何か。

村長 18年度の重点事業は過疎に歯止めと若者定住のために、公約の子育て支援を地域の結びつきが強い田舎で子育てのメリットを生かす政策と、元気な地域づくり交付金事業、地域再生基盤強化交付金事業の計画を策定し今後5ヶ年の筑北村建設計画・過疎計画にそつての計画年度である。

質問 元気な地域づくり交付金は、農業振興5ヶ年で2億3千万円、国・県の補助金55・5%又、地域再生基盤強化交付金、地域の重要なインフラ整備で2分の1、国庫補助残は過疎債・合併特例債で「小さくてもきらりと光る村」をめざすとのこと。坂北地区の合併

た金額の6割補助の4万円を限度額としている。

質問 脳ドックについても補助することだが、国保の加入者はほとんど農家や自営業の人、あるいは、他の保険に入れない人が加入している保険なので、あと1割の7割補助というようなことも視野に入れ検討願いたい。

住民課長 7割補助については、今後検討を重ねていきたい。

納税相談廃止地区説明対応について

柳澤 忠 議員

質問 本城、坂北の地区で納税相談をしながら申告を受け付けていた。高齢者が増加する中でよい行政サービスと受け止めていたが何の説明もなく一方的に廃止された地区がある。村長の公約に反すると思うが如何か。

質問 新矢越トンネル早期実現について

前山健治 議員

質問 新矢越トンネル早期実現について、村長の公約にみんなが健康で安心して暮らせる環境づくり5項目の中で一番最初に新矢越ト

新年度予算と今後の行財政運営の課題は

久保田義信 議員

質問 新年度予算は41億3千2百万円、歳入の52%を占める地方交付税は21億8千5百万円、前年度比2.5%の減、少子高齢化の進行により社会保障・住環境の整備、教育等重要課題が山積し厳しい財政事情の新年度予算の中で、18年度簡易水道会計に長者原新水源の探索と配水池増設の予算計上

質問 新規事業を絞り込んだ中で、村長の公約実施のため18年度の予算に何を

村長の公約と

予算について

山田一憲 議員

村長 広報で御願いした。今後も行政改革を踏まえて地区に出向く申告相談は見直し縮小して行く考えた。質問 事前に住民に理解を求めるときは一方的に廃止した点について行政としての責任を感じないか伺いたい。村長 区長や住民に説明を

質問 源泉徴収表の誤りが沢山発覚し住民に多大な迷惑を掛けた問題がある、助役には部下から報告があったか。助役 柳沢議員から聞いて始めて知った。質問 村長名で謝罪文が届いたが村長は知っているか。村長 見ていない。質問 村長名で出された不祥事の謝罪文書を村長が見ていない事ばかりでした。村長 横、縦の連絡が欠けていた。ご迷惑掛けお詫びする。今後は朝礼や課長会議で訓示する。質問 職員は襟を直し緊張感を持って職務に当たって

源泉徴収表の

誤りについて

山崎日出男 議員

質問 4村で合併するものと住民は認識していた、合併の破綻は行政の責任である。質問 職員は襟を直し緊張感を持って職務に当たって

麻績村との

合併について

山崎日出男 議員

質問 4村で合併するものと住民は認識していた、合併の破綻は行政の責任である。質問 職員は襟を直し緊張感を持って職務に当たって

再び理事者、

議員の給与報酬等

山崎日出男 議員

質問 議員の歳費は憲法や地方自治法にも明記されていて、この点でも理事者、議員の給与報酬は行政姿勢にも係る重要事項だ。旧村

坂井88・1%になるが比較のしかたにもよるが一つの指標という形で理解いただきたい。質問 自治法の改正により管理委託の制度が、直営を除いて指定管理者制度に移行が義務づけられた。筑北村として制度運営への対応をどうするか。村長 制度導入可能な施設は、現在管理委託している施設が対象になる。公募の状況は県内では約15%位と聞いています。現在の管理委託者を指定する方法が多くなる。今後制度を導入する施設の選定、指定業者の検討を早急に進める必要がある。施設利用の公平制の確保・地元業者の振興を視野に制度導入を検討したい。

質問 4月からの介護保険制度の改正では、要支援・要介護状態の予防や地域密着型の介護が重視されるといふ。介護予防事業の具体的展開について伺いたい。村長 地域包括支援センターの設置が義務づけられているので、運営委員会を18年中に設置したい。高齢者の総合的な支援を行うセンターであり重要な役割を担う。介護予防のケアマネジメン

筑北村各種委員会の

議会構成について

山崎日出男 議員

4月20日におこなわれた、議会全員協議会で次のとおり筑北村各種委員会の議会構成が決まりました。

◇むらづくり推進検討委員

- 関川 芳男
山崎 好弘
市川 辰男
山田 一憲

◇総合計画審議会委員

- 関川 芳男
久保田 義信
滝澤 千代江

◇夏祭り実行委員

- 前山 健治
柳澤 忠
若林 国昭

◇温泉施設運営委員

- 窪田 一昭
山崎 日出男
宮澤 信雄

私たち保健福祉課です!

よろしくお願ひします。



5月31日は
「世界禁煙デー」です。

皆さんご存知かと思ひますが、この機会にちよつと、たばこについて考えてましよう。

たばこの煙の中には、約四千種類以上の化学物質が含まれており、このうち二百種類以上が有害物質(ニコチン、一酸化炭素、タール等)とされています。

タバコ煙に含まれている三十数種類の発ガン物質が、肺がんをはじめいろいろな部位のがんにかかる危険を高めます。また動脈硬化を促進させ、心筋梗塞や脳梗塞にかかりやすくなります。そして胃・十二指腸潰瘍や慢性気管支炎、肺気腫などの疾患にかかりやすくなることの実証されています。また環境への影響も深刻な問題となっています。

重々承知している」と言われる方も多いと思ひます。……でもやめられないのがタバコです。タバコには、
●タバコには様々な使用形態があることを知ってもらおう。
●どんなタバコも有害。紙巻タバコ、パイプ、手巻きタバコ、無煙タバコなど。タバコは、すべて命取りという認識を高めよう。
●あらゆるタイプと銘柄名と匂い付けが命取りの偽装だという意識を高めよう。
マイルド、ライト、ロータール、香り豊かな、フルーツの香り、チョコレート風味、無添加、有機栽培タバコ、PREPS(煙の少ないタイプ)、害の少ないなど、どんなに偽装してもすべてとも有害。
●厳しい規制の実行が必要なことを知ってもらおう。

「どんなタバコも有害。みかけにだまされるな。」です。

体と心への重大な依存性があつて(薬物依存と同じ)禁煙するには大きな決意と支援も必要です。もっと詳しい内容をお知りになりたい方は、保健福祉課にお問い合わせください。



みんなで体を動かそう!

「さわやかスマイル運動教室」

開催のお知らせ



5月より公民館と保健福祉課の共催で「さわやかスマイル運動教室」を開催します。この教室では、グランドゴルフやニュースポーツ、クアハウス坂井での水中運動など、気軽にできる運動で体力向上を目指したいと思います。

詳しい内容につきましては、別途配布してあります予定表をご覧ください。

教室に関するお問い合わせは、筑北村中央公民館(TEL 67-1161)または、保健福祉課(TEL 66-2111)保健師までお願いします。

保健福祉課は、全部で十四人、そのうち男性は三人しかいない華やかな女性の園(?)のような課です。業務内容としては、福祉に関すること、健康・疾病予防に関すること、介護保険に関することなど多岐にわたっています。また、他の課とは違い、保健師・看護師・管理栄養士などの専門職がいます。坂北・坂井支所の村民課にも、保健師が居ります。

筑北村に住む赤ちゃんからおじいちゃんおばあちゃんまで皆さんがいつまでも元気で楽しく暮らせるように、保健・福祉の充実を目指してがんばっていきます!

お困りのことご心配なことはお気軽に窓口へご相談ください。



地域支援事業は、介護が必要になるおそれがある高齢者を対象に、村の地域包括支援センターが中心になって、元気なお年寄りを増やすために様々な事業を村社会福祉協議会に委託して行います。

各事業の内容と対象者は別表をご覧ください。お問い合わせは筑北村社協または役場保健福祉課までお願いします。

事業名	対象者	内容
生きがい活動支援通所事業	おおむね65歳以上の高齢者	介護予防・生活機能の維持・改善を推進し各種のサービスメニューを提供する
アクティビティ事業	おおむね65歳以上の高齢者	地区公民館を会場として、生きがいや健康づくり活動および寝たきり予防・認知症予防の知識の啓発普及を行なう
軽度生活支援事業	おおむね65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯	身辺の整理整頓・食材買い物・洗濯など軽易な日常生活上の援助を行なう
「食」の自立支援事業	おおむね65歳以上の一人暮らし又は高齢者世帯及び家族と同居していても、昼間帯に独りで過ごしている者	配食サービスを行ない、食生活の安定による健康の維持と併せて安否確認を行なう
安心ネットワーク事業	おおむね65歳以上の高齢者で金銭管理などが困難な者	日常的な金銭管理や書類等の保管を行う
生活対応事業	おおむね65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯	急な病気、事故などで在宅での生活が困難となった場合に緊急相談及び緊急対応をする
生活管理指導宿泊事業	おおむね60歳以上で生活習慣等が欠如している者	基本的な生活習慣を身につけてもらうため、短期宿泊により基本的生活習慣の確立を図る
家族介護支援事業	介護保険の認定者を介護している家族	介護家族同士の交流の場を作ったり、介護の知識の普及を図ることにより家庭介護の支援を行う

介護保険について

この4月から介護保険の制度が変わりました。新しい制度は、『介護予防』と『自立支援』を目標としています。

介護予防とは、できる限り介護状態にならないように予防する、たとえば介護状態になってもそれ以上悪くならない様に予防することです。自立支援とは、自分で出来る事はいつまでも自分で出来るように支援することです。そのため新予防給付と地域支援事業が新しく始まります。

新予防給付については、介護保険で認定されている要支援者について今以上に状態を悪化させないようにするため既存のサービスに加え、新たなメニューを提供します。

地域支援事業は、介護が必要になるおそれがある高齢者を対象に、村の地域包括支援センターが中心になって、元気なお年寄りを増やすために様々な事業を村社会福祉協議会に委託して行います。

各事業の内容と対象者は別表をご覧ください。お問い合わせは筑北村社協または役場保健福祉課までお願いします。

その他の委託事業

安否確認・緊急通報事業	おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者	安否確認・緊急通報装置を設置することにより不安を和らげ、自立した生活の継続を図る
-------------	---------------------	--

健康カレンダー（6・7月）

	内 容	6 月	7 月
母子事業	乳児健康診査 (筑北母子センター) 午後1時から	27日 17. 7. 6～17. 9. 7生 18. 1. 6～18. 3. 7生	
	幼児健康診査 (筑北母子センター) 午後1時から		25日 15. 4.24～15. 6.25生 16.11.24～17. 1.25生
	すくすく2歳児健康相談 (筑北母子センター) 午前9時半～	14日 16. 4.13～16. 6.14生	
	あそびの教室 (麻績村保健センター) 午前9時半～11時半	13日	4日
	たんぼぼクラブ (麻績村保健センター) 午前9時半～	5日	
	お誕生日教室 (坂北福祉センター) 午前10時～	20日 17. 3.20～17. 6.20生	
保健事業	ママさんらくらくクッキング 午前10時～	7日 (坂井公民館)	26日 (本城支所2階調理室)
	筑北デイケア	7日・28日	5日・19日
予防接種	各種検診・報告会	基本・胃・大腸検診 1・2日(坂北地区) 健診報告会 19～23日(本城地区)	健診報告会 3～7日(坂北地区)
		個別接種	三種混合 BCG 麻疹風疹混合ワクチン

平成18年度 歯っぴーながの 8020推進県民大会のお知らせ

今年度の歯の衛生週間は、6月4日(月)～6月10日(金)までです。県歯科医師会では、この週間に合わせて「歯っぴーながの8020推進県民大会」を下記のとおり開催します。よい歯のコンクール表彰・歯科保健文化賞表彰・記念講演などを行ないますので、関心のある方は、ぜひご参加ください。

今年のテーマ 『80歳になっても20本以上自分の歯を保とう』
— 生涯を自分の歯で楽しくおいしく食べるために
噛むこと、食べること、生きること —

日 時：平成18年6月8日(木) 13:00～17:00(開場12:00)



元気の出る公民館活動をめざして



筑北村中央公民館長

花岡 好道

4月から中央公民館長としてお世話になっております。公民館の仕事は初めてでございますが、戸惑うことが多いわけですが、皆さんのお力をお借りして一生懸命勤めます。

合併して半年が過ぎ、村の機能も徐々に軌道に乗ってき、公民館活動も統一の組織ができてつつあります。公民館は、中央公民館、三つの地区館、そして各分館が活動をはじめました。先日までに、三つの地区分館会議に出席させていた

くよう考えました。

三つの地区館の会議に出席して、それぞれ特色があり、実施方法も異なり、即ち筑北村共通で活動することは困難だということを今回感じました。

「出来ることから」あせらず実施することが大事であると感じました。

公民館活動の柱は幼児から高齢者まで、健康で学ぶ意欲のある村民になっていくことだと思っております。各機関と連携して、文化や学習の向上と楽しいスポーツを通して、元気の出る村に向けて、与えられた活動でなく村民が共に作りあげていく活動をめざしていきます。

生涯学習充実の微力に



社会教育指導員

堀田 勇

「手足がだめなら口で、目耳で、命果てるまで学び、人様のためにもなれば、それこそ自分の生きがい。」これは県老人大学（私も事務局をしていた）最高齢講師の胸をえぐる教えです。まさにこの教えに生涯学習の本質が凝縮されていると思います。

坂北に住み込んでまだ2年半。地域から学び始めたばかりなのに、大変な仕事をいただいたしまいました。私の職務は規則によると・社会教育に関する特定事項の指導・学習相談・社会教育団体育成に関する事務等。力及ばぬ事ばかり。4月。さっそく仕事がスタート。旧三村では既に策定されている立派な「生涯学習基本構想」の筑北村版策定の推進と人権教育研修等。のつびきならぬ重大な課題ばかり。あの講師の教えを胸に、おそろおそろ歩み始めました。「さすがは筑北村」をめざしてがんばらねばと……。よろしくお支えください。

生い立ち



筑北村本城公民館長

宮川 貞夫

四月一日付で本城公民館長を仰せつかりました。私をご存知ない方も多いと思いますので、自己紹介をさせていただきます。

昭和十二年本城村小仁熊に生を受け、昭和二十四年に本城中学校に入学しましたが、昭和二十六年に本城村と坂北村の学校組合立聖南中学校が設立され、一年一期そこで勉強しました。

昭和二十八年長野県立松本工業高等学校に入学し、電気関係の勉強をしました。昭和三十一年卒業はしましたが就職先も無く、陸上自衛隊松本駐屯部隊の新隊員教育隊に入隊、後期は立川部隊で教育を受け、五年余り通信関係の仕事をしていたのですが、将来性が無い

高層化という仕事に携わりました。

平成十年に退職後、五年ほど民間企業に勤め、三十二年ぶりに西条に帰って来ました。

筑北村の方々がスポーツや教室等色々な行事を通じて知り合う事が大切ではないでしょうか。

及ばずながら、そのお手伝いが出来そうです。頑張りますので、宜しくご協力をお願い致します。



筑北村

村民ゴルフ大会

春とはいえ、まだまだ風が冷たい4月15日（土）に、合併して長野市の一部となった旧大岡村にある南長野ゴルフ倶楽部を会場に開催されました。

村内のゴルフクラブに所属する愛好家約60名が参加し、端には残雪が残るコースでプレイしました。発案者は不明ですが、プレイをしながら募金をしたところ3万2千円が集まり、お金は後日、関川芳男ゴルフクラブ会長から関森村長に、子育て支援に役立てて欲しいと手渡されました。

結果 優勝 宮澤文章
準優勝 宮入良光
3位 志村泰由





本城小学校

小学校入学式



坂北小学校



坂井小学校



中学校入学式



聖南中学校



筑北中学校



坂北公民館・坂北村商工会共催講演会

坂北公民館・坂北村商工会共催講演会が三月十九日(日)、坂北総合福祉センターにて開催されました。

今回の講演会は、モントリオール五輪・ミュンヘン五輪の女子バレーボール日本代表として、金メダル・銀メダルを獲得された中野眞理子先生にお越しいただき、「出会いの不思議・金メダルへの道」と題し、バレーへの道へと進むきっかけとなった恩師との出会い、そして過酷な特訓に耐え抜き金メダルリストへと輝いた道のりをお話しいただきました。また、中野先生は引退後、ガンとの熾烈



な闘いを乗り越えた経験をもち、その体験から「人の痛みを知る思いやりや可能性を信じる気持ちを持つことでマイナスの心もプラスの心にもなる。皆さんも常にそのような気持ちを保持して明るく充実した人生を送れるでしょう。」と観客の皆さんに力強く伝えていただきました。

最後には、中野先生がオリンピックで獲得した金メダル・銀メダルを観客の皆さんが首にかけて、メダルの重さを実感する一幕もありました。オリンピックのメダルを手にする事は滅多に無い経験なので皆さん本当に喜んでおり、メダルを首にかけ中野先生と記念撮影をする方もいました。

一時間三十分の短い講演会でしたが、「これからの人生前向きに頑張ろう」と励まされる時間になりました。

筑北村

文化を知ろう 講座



4月16日、坂井公民館で筑北村『文化を知ろう講座』を開催しました。この講座は、筑北村の文化を広く知っていただくことを目的に、中央公民館事業として企画し、「修那羅の石仏と修那羅大天武」と題して、筑北



村宮下教育長が講師を務めました。当日は、筑北村内外から12名の皆さんが参加されました。修那羅大天武の生い立ちや人望、修法や足跡。また、修那羅の由来や修那羅の石仏について、講話がありました。参加された皆さんは、時折ペンを走らせながら真剣な面持ち



で聴講されていました。今回講座では、旧坂井村教育委員会が坂井小学校に保管されていた「修那羅大天武一代記」を基本に、修那羅の研究をされている先生方に協力してもらい、より分かり易くまとめた資料「修那羅」を使用しました。ご要望がありましたら坂井公民館へご連絡ください。また、修那羅の石仏の中には、ブナの木に包まれている十一面観音など興味深い様々な石仏がありますので、森林浴を兼ねて、修那羅の石仏をご覧になってみてはいかがでしょうか。

ある日、ミキちゃんはどうぶつえんのどうぶつをあげるというものがたりです。なぜか？といいますが、どうぶつえんのえんちようさんたちがおんせんりよこにでかけるからです。どうぶつたちをあずかっただミキちゃんのいえはたいへんです。おとうさんはゾウのはなでヨーヨーにされたり、れいぞうこにはペンギンがすんでいたたり。わたしのいえにどうぶつえんがひっこしてきたらどうなるのでしょうか？ふとんでいっしょにねむるのはパンドかな？わにをまくらにしたらどうでしょう？みんなでそうぞうしながらよみましょう。



◇どうぶつえんがうちに来た！
きむらゆういち

絵本紹介

**坂井小学校
お花見給食**



今年も恒例のお花見給食が4月25日に小学校前庭で行われました。心待ちにしていたお花見給食。今年は4月下旬にも関わらず気温が上がりなかつたこともあり桜は一分咲き

の状態で、当日は朝から雨が降っていましたがお昼前には雨も上がりました。外はちよつぱり寒かったです。外で咲き始めた桜を見ながら全校児童みんなで食べることも出来ました。

この日の為に栄養士の先生を始めとして調理員さんが腕を振り絞り、お花見給食ならではの『特別お花見弁当』が出来上がりました。普段は教室での給食なので外で桜を見ながら日頃の学校生活の話など、一年生から六年生までが一緒に色々な話をし、子供たち



の好きな料理が揃い口いっぱいにお弁当をほおぼりながら「おいしいねえ」「みんなで食べると楽しいねえ」という声があちらこちらから聞こえてきました。桜は満開ではありませんでしたが、児童はとても満足だったようです。来年は暖かく満開の桜の下でお花見給食が出来ることを今から楽しみにしているようです。

**今年度の
各地区役員さん紹介**

■本城地区

分館名	分館長/主事	分館名	分館長/主事
大 沢	分館長 窪田 一昭 主事 丸山 盛一	小仁熊上	分館長 増田 富重 主事 吉池 孝義
立 川	分館長 西村 勇 主事 山岸 和広	小仁熊下	分館長 久保田頼子 主事 宮川 恵
岩 戸	分館長 山本 家永 主事 山本 和彦	丸山町	分館長 安藤 敏幸 主事 矢原 博文
竹之下	分館長 一之瀬竹治 主事 鈴木 進	西条上一	分館長 松林 祐司 主事 柳沢 利文
田 屋	分館長 窪田 和英 主事 猿橋 孝二	西条上二	分館長 藤井 繁雄 主事 藤原 朋吉
八 木	分館長 山崎 洋文 主事 坂間 康二	西条上三	分館長 洞 尚 主事 横山 充
乱 橋	分館長 市川 修 主事 宮沢 育雄	西条中町	分館長 草深 芳子 主事 原田 規子
伊 切	分館長 桐沢昭一郎 主事 "	聖南町	分館長 花岡 好道 主事 沖村 貞雄

■坂北地区

分館名	分館長	副分館長	主事	文化部長	体育部長
刈谷沢	宮入 良光	窪寺 光明	宮入 豊	宮入 一徳	◎宮入 義次
東 山	一ノ瀬正幸		細尾 武雄	高野 静雄	太田 政男
中 村	鎌田 義春	山岸 秀敏	高野弥寿生	鬼熊 頼永	久保村信隆
青 柳	横山 利三	倉下富美子	倉下 英雄	稲葉 昭彦	荒井 信一
昭和町	平林 資三	平林 東子	松本 千秋	一ノ瀬今朝一	下条 正
竹 場	青嶋 和雄	久保田春彦	久保田春彦	◎青島 功	柳沢 聡
仁 熊	待井 忠	市川 正一	横山 宗平	嶋田 彰	○久保田正晴
別 所	太田今朝登	神田林 明	増田 清	藤沢 正文	柳沢 清
向 原	◎小林 茂	生駒 泰男	窪田 利夫	○西沢 浩一	石川 泉

◎は部長(会長)、○は副部長

**坂井公民館図書
新刊本紹介**

◇戦国大名と信濃の合戦
著者 笹本正治
信州史ノート



—信濃を支配した
武將列伝—
甲斐国(現山梨県)の武田信玄、越後国(現新潟県)の上杉謙信、信濃を代表する武將真田昌幸。戦国時代を生き抜いた人々に焦点をあて、戦乱の世を切り抜け、領国を築き上げ、現代まで語られる3人の武將。

武將たちの知力を尽くした戦いをわかりやすく描いた本です。

**本城公民館図書
新刊本紹介**

◇世界を見る目が変わる
50の事実
ジェシカ・ウィリアムズ



テレビ番組、「世界一受けたい授業」で紹介されたので記憶に新しい方もいらっしゃると思います。英国国営放送のジャーナリストであるジェシカさんが彼女自信のネットワークを駆使し、調べ上げた50の事実を紹介しています。例えば、世界の人口の70%以上は電話を使った事が無い。と言う事実、どうお考えになりますか？

また、今、世界には2700万人の奴隷が存在するというのです。かつては強制的に誘拐して来た人々を奴隷として強制労働させていましたが、現代は借金で拘束し、自由を奪ってしまいう「借金奴隷」が多いそうです。ゆつくりとこの50の事実を確認してみたいかがでしよう。

■坂井地区

地区名	分館長	地区名	分館長
真田	松澤祐次	安坂中村	山崎賢一
中尾	宮下節子	下安坂第一	宮島治彦
高萩	左澤喜重	下安坂第二	宮下敏和
山間	関森義昭	山崎	吉池叶匡
桂石氷室	関森二郎	山秋	萬井義徳
熊の川	吉池太一	杉崎	福島義和
新倉	宮嶋武晴	杉の越	宮下幸人
草湯	若林伸一	松場	塚田忠男
湯戸坂口	宮嶋睦雄	玉根	玉井和門
道平	滝澤藤男	永井中村	内山司朗
安坂中部	池田幸司	大野田	南澤豪

救急救命講習会の

お知らせ

家族や同僚、友人などが万が一、病気やケガに見舞われたとき救命の手助けができるコースです。

大人や子どもを対象とした人工呼吸や心臓マッサージの実技、大出血時の止血法、やけどや骨折の応急手当のほかAED

(自動体外式除細動器)の使用方法についての講習もあります。

※AEDとは、突然心臓

が停止した際に装着すると、自動的に心臓の状態を判断して適切な電気ショックを与え、正常な状態に戻す手伝いをする器械で空港、ホールなど大勢の人が集まる場所から用意されるようになってきました。

日時・平成18年6月24日
場所・麻績消防署2階
受講料は無料です。
受講申し込みは麻績消防署
(電話67・2992)

5月21日から6月19日の間に印鑑を持参して申し込んでください。

なんでも相談電話開設しました

☆緊急医の問い合わせは？

☆応急手当講習を受けた

☆住宅用火災警報器はどこにつけるの？

☆消火器を購入したい

☆焚き火をするときには？

などなど

消防全般についてのご相談に対応しますのでお気軽に電話してください。
電話25-2119
24時間対応します。

防衛庁では下記の日程で特別職国家公務員「自衛官等」の受付及び試験を実施します。

試験種目	応募資格	受付期間	試験日
2等陸・海・空士	男子	年間を通じて行っております	6月24日、9月2日、 9月17・18・24日 10月28日 11月25日
	女子		9月24・25日
曹候補士	男女	8月1日～9月8日	1次10月15日
一般曹候補学生	男女		2次11月18・19日

お問い合わせ先：自衛隊長野地方連絡部松本募集事務所・広報センター「信濃」

松本市深志2-6-5 マルナカ深志ビル1F (電話：0263-36-2787)

8月6日は長野県知事選挙の投票日です。